

○財務省告示第四百四十三号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十一年三月十七日に買入消却した国
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年四月二十四日

財務大臣 与謝野 馨

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債 （物価連動・十年）	第三回	二十二億円	八十四円五十三銭
〃	〃	二十億円	八十四円五十六銭
〃	〃	三十三億円	八十四円五十八銭
〃	第四回	十五億円	八十二円五十銭
〃	第五回	四十億円	八十四円八銭
〃	〃	九十八億円	八十四円十一銭
〃	第七回	三億円	八十二円九十三銭
〃	第八回	五十億円	八十二円九十九銭
〃	〃	十億円	八十三円二十五銭
〃	第十回	四百億円	八十三円四十銭
〃	第十二回	二十億円	八十二円八十九銭

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	第十六回	第十五回	第十四回	〃	〃	〃	第十三回	〃
円九百八十六億	十億円	五億円	百五十二億円	十五億円	五十億円	十億円	五億円	二十八億円
	八十三円五十銭	八十三円九十六銭	八十二円八十三銭	八十三円九十九銭	八十三円九十六銭	八十三円九十五銭	八十三円九十四銭	八十二円九十三銭